



不動産登記する際、 【国籍】も登記することが決まりました

先日気になる情報配信が有りましたので、ご紹介します。

登記時の国籍記入義務化＝外国人不動産把握へパッケージ

政府は、外国人による不動産取得の実態把握に向けた施策パッケージを発表しました。

土地・建物を登記する際、新たな所有者となる人に国籍情報の記入を義務付けるのが柱です。

関係する府省令と告示を改正し、2026年4月から運用を順次開始します。

外国人の不動産取得は実態が正確に分かっておらず、

投機目的の購入により不動産価格の高騰につながってしまっているとの指摘も出ています。

施策パッケージは高市早苗首相の指示を踏まえたもので、

外国人政策担当の小野田紀美経済安全保障担当相は記者会見で「国民の不安を解消する」と語りました。

土地・建物の登記に際しては、登記申請書に国籍を記入し、パスポートなど証明書を添付するよう求められます。

日本人も対象とされます。

登記済みの不動産については義務化されませんが、申し出があれば情報を登録できるようになります。

把握した国籍情報はプライバシー保護の観点から登記簿には記載しません。内部情報として管理し、

政府が整備するデータベース「不動産ベース・レジストリ」を通じて関係省庁と共有されます。

2026年4月から、不動産（土地・建物）の移転登記の際に



【国籍】も登記されることになりました！！

空き家問題もそうですが、不動産の管理者に連絡がとれない、

将来を視野にいれて、どなた（国籍服務）が土地を所有しているのか、国としても把握していく様子ですね。

国籍も登記されるので司法書士報酬も変わるのか、気になるところです。

変更点の詳しい説明から、各専門業者様、司法書士先生の
ご紹介等までできますので、お気軽にご相談ください！



社会問題の空き家に注力します！

相談しやすい不動産屋さん

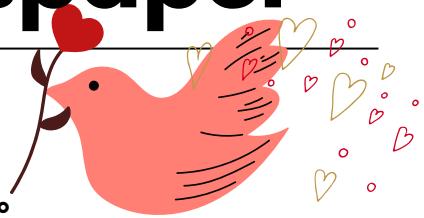
めぐみ不動産

☎ 054-204-9803 (定休日：水・日曜日)
住所：静岡市駿河区大谷1丁目19-19 1階

とにかく空き家問題
解決したくて仕方ありません！
情報求む！



スタッフのブログをご紹介



めぐみ不動産のスタッフは、社長含め全員「女性」であり「母親」です。

プライベートな時間、家族との時間、子どもとの時間を確保し、好きな事を全力で楽しんでいます。定期的に自由参加の平日（仕事の日）ランチ会を開催しており、仕事や子育ての悩みを気軽に相談したり、休日の過ごし方で盛り上がっています。仕事中もお昼休みも、和気あいあい！子どもの行事や体調不良で休みが必要になったときには、スケジュール調整やほかのスタッフのサポートで協力しています。



物件掃除の後
スタッフ皆でランチ会



めぐみ不動産
スタッフブログ 😊

「仕事」も「遊び」も
全力で楽しむスタッフのブログ



土日は子どもと
ディキャンプ

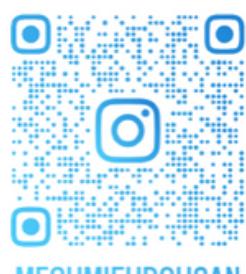


長期休暇は
箱根へ家族旅行

スタッフブログ
～秋・冬使用～

めんたい
パ・ーク

日本平夢テラスで
日本茶を堪能



MEGUMIFUDOUSAN



ぜひInstagramで、スタッフの
楽しんでいる様子をご覧ください。

査定させてください

手間がかかるりそうな物件なども
査定は無料ですので
めぐみ不動産にお気軽にご相談くださいませ。

相談しやすい不動産屋さん

めぐみ不動産

査定受付

mail: m-yamakawa@megumi-estate.com



一般のお客様専用
公式ライン



業者様専用
公式ライン

LINEでもお問い合わせ可能です♪